平成２４年（フ）第６９９号
大阪府寝屋川市打上中町９番５号
破産者　ＨＡ２有限会社
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７７７号
大阪府八尾市美園町４―115―１―205、商業登記簿上の本店所在地大阪市大正区三軒家東６丁目19番13号
破産者　有限会社レノブコーポレーション
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７８０号
大阪市中央区南船場１丁目16番23号
破産者　有限会社瓔珞
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０５８号
兵庫県西宮市若草町１丁目７番18号
破産者　有限会社長原商会
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５１号
兵庫県芦屋市高浜町４番１―631号、従前の本店所在地兵庫県芦屋市呉川町９番17―501号
破産者　有限会社エム・エフ・ビイ
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５２号
徳島県鳴門市撫養町立岩字六枚29番地
破産者　株式会社ＴＡＬＫ
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７４号
福岡県八女市立花町白木5591番地
破産者　キタジマ食品株式会社
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第３号
佐賀市鍋島５丁目５番４―506号、商業登記簿上の本店所在地佐賀市鍋島５丁目７番13号
破産者　鍋芝テクノシステム有限会社
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２９号
熊本県上天草市姫戸町二間戸545番地の３
破産者　株式会社松本縫業
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１３９号
岩手県花巻市東和町土沢８区346番地
破産者　有限会社宮耕菓子舗
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１３１号
茨城県龍ケ崎市中根台２丁目１番地７
破産者　株式会社マーベラス
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
茨城県守谷市板戸井2239番地１
破産者　有限会社クアリタ
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２号
千葉県館山市相浜20番地
破産者　石井　康弘
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第２号
東京都昭島市上川原町２丁目23番１号
破産者　南部　名頼
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３号
東京都昭島市上川原町２丁目23番１号
破産者　南部　蘭子
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７６号
山梨県甲州市塩山赤尾142番地１
破産者　有限会社アヴァンセ
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０１号
山梨県笛吹市石和町小石和133番地５
破産者　株式会社匠ハウジング
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
長野県諏訪郡富士見町落合9984番地
破産者　株式会社坂本組
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第５７７号
岐阜市福光西１丁目８番４号
破産者　毛利　浩之
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第７７号
和歌山市鳴神512番地の37
破産者　有限会社酒井鉄筋
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１６９２号
埼玉県川口市大字差間36番地の３　コーポ桜井102号
破産者　米澤　明彦
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地３街区10棟503号
破産者　上間秀二三
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係